

## 中国民法法の発展

王 保 樹\*

- 一 中国の民法立法
  - 二 商法の発展と現状
  - 三 民法の発展と現状
  - 四 今後の立法課題
- (一) 商 法
  - (二) 民 法

### 一 中国の民法立法

改革開放までの二八年間、計画経済を実施していたため、中国では民法や商法は整備されていなかった。改革開放を実施してから、市場経済の発展につれ、中国は民法の立法を強化し、現在民法と商法の体系が概ね確立

されている。民法と商法は二つの立法分野として、関連性のみならず相違性も見られる。その立法は以下の方針に従う。

民法と商法とは「一般法と特別法」の関係である。民法は私法の主体の個別利益の保護について一般規定を設けている。商法は商事活動の主体の営利利益を保護するためのものであり、民法と比べると特殊性を持っている。民法と商法の役割は異なる。全体から見れば民法と商法は同じく公平を求めているが、具体的にはその役割の相違が見られる。民法は倫理的なところがあり、公平の実現を重視し、信義則や公平原則の規定を設けている。商法は条文の使いやすさを重視し、取引の安全・円滑を求め、商事活動のルール規定を設けている。

また、中国の実情および立法の難易度を考慮し、民法と商法は法典ではなく単行法の形をとっている。

## 二 商法の発展と現状

一九七九年改革開放以来、とりわけ一九九三年社会主義市場経済を実施してから、市場メカニズムは資源配分の基礎となっており、商品の生産や取引の発達によって、商事法の整備の機運が高まった。そのため、商事立法が迅速に行われてきた。

まず、商法の最も重要な部分である会社法制は外商投資の分野において回復し始めた。一九七九年七月から、全国人民代表大会は相次いで「中外合資経営企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」を制定し、国務院はそれぞれの施行規則を公布した。これらの法律、行政法規の中に、企業形態、資本金、取締役会などの経営機関、財務と会計、解散と清算の規定が含まれている。これらの規定は有限責任会社に関するものであり、会社立法の二十数年間の停滞を経て、有限責任会社制度は外商投資の分野において回復した。

もつとも、商法の全面回復は社会主義市場経済を実施した後のことである。一九九三年三月二十九日の憲法修正案七条は、社会主義市場経済を推進すると明確に定めた。商法はこの経済体制の改革によって大きな発展を成し遂げた。一九九三年二月二十九日「会社法」、一九九五年五月一日「手形法」と「商業銀行法」、一九九五年六月三日「保険法」、一九九七年二月三日「組合法」、一九九八年二月二十九日「証券法」、一九九九年八月三日「個人独資企業法」、二〇〇一年一月一日「信託法」、二〇〇三年一月二十八日「証券投資ファンド法」がそれぞれ公布された。

二〇〇五年会社法改正を契機として、商事法は全面改正の段階に入った。二〇〇三年一月四日、中国共産党第一六期中央委員会第三回全体会議において、「社会主義市場経済体制を整備する若干の問題に関する中共中央の決定」が審議、採択された。市場経済体制を整備するために、会社法の大改正を初めとして、商事法は全面改正の段階に入った。「証券法」、「組合法」、「保険法」と「破産法」の改正が相次いで行われた。一九九三年～二〇〇四年は商事立法の全面回復の段階だと言うのであれば、二〇〇五年からは商事法を整備するための全面改正の段階だと言える。

市場経済の機能を強化するために、中国政府は二〇一三年後半から全面改革を推進してきた。商事法の新たな改正も行われる予定である。二〇一三年一月二十八日、全人代常務委員会にて会社法の資本金制度の改正が採択された。最低資本金、初回払込比率や払込期限、資本金払込額の登記、出資証明作成等に係る規定が撤廃された。

### 三 民法の発展と現状

改革開放する前の中国では、民事法は「婚姻法」や「土地改革法」しかなかった。改革開放の後は、二回、民

法典の立法に着手したが、様々な原因で立法作業は中止された。その後、「先易後難」の方針に従い、一九八〇年九月一〇日「婚姻法」、一九八一年二月一三日「経済契約法」、一九八五年四月一〇日「相続法」、一九八六年四月一〇日「民法通則」、一九八七年六月二三日「技術契約法」、一九九九年三月一五日「契約法」がそれぞれ公布された。二一世紀に入って、二〇〇二年八月九日「農村土地請負法」、二〇〇七年三月一六日「物権法」、二〇〇九年十二月二六日「不法行為法」、二〇一〇年一月二八日「涉外民事法律関係適用法」がそれぞれ公布された。以上により民法の体系が確立されたと言えよう。

#### 四 今後の立法課題

##### (一) 商法

商法の分野において、商事に関する一般規定は明らかに不十分である。商法典を編纂すべきとする意見が有力であったが、商法の変わりやすいという特徴や海外の経験を考慮し、現在世間の関心は商法通則の制定に集まっている。

商法通則の位置付けは商法分野における一般法的な法律である。商法通則は法典ではなく単行法であるが、その役割は他の単行法と異なる。他の単行法は特定の商事分野に関するものであるが、商法通則は商事分野の全般に関するものである。商法通則の規定は他の単行法にない、必要不可欠な一般規定である。商法通則は商法分野における一般法的法律なので、他の単行法と内容が重複・矛盾することはない。

商法通則の制定は、現行の商事単行法の役割を代替することではないし、商事法のすべての規定をまとめて体系化することでもない。したがって、商法通則の位置付けは商法典ではない。商法通則の制定によって、商法領

域において単行法だけ制定して一般規定を置かないという従来の立法の考え方が変わるのである。一方、商法通則は商事関係に関する一般規定であるから、商法通則の制定によって、私法における民法の一般法の地位は変わらない。

## （二）民法

まず、民法通則の改正と民法総則の制定である。中国では、未だに民法総則が制定されていない。どのように民法総則を作るかについて二つの考え方があり、一つは、最初から新しい総則を作るという意見である。もう一つは、民法通則における総則的な部分を充実させた上でそれを総則にし、民法通則の第五章「民事権利」、第六章「民事責任」、第八章「涉外民事法律関係」をそれぞれ物権法、知的財産法、不法行為法、涉外民事法律関係適用法に入れるという意見である。このように二つの考え方があり、いずれにしても、民法通則の全面改正が必要であると思われる。民法通則は早い段階で制定されたため、後に作られた民事法律と重複・矛盾するところが多い。

次に、民法典を制定するか否かという問題がある。これについては、民法典を制定すべきであるとの意見が多数を占めているが、反対意見もある。

最後に、「人格権法」を設けるという課題がある。これにも二つの考え方があり、一つは、その内容を民法総則に入れるという意見である。もう一つは、まず単行法として制定し、民法典を編纂する時に一つの編として民法典に入れるという意見である。

\* 清華大学法学院教授（本シンポジウム当時）。陳宇（名古屋商科大学経済学部専任講師）訳。